

原子力委員会見直しのための有識者会議 (外務省と原子力委員会の主な関係)

平成24年11月13日
外 務 省

- ▶ 外務省は、原子力の平和的利用について定める原子力基本法の趣旨に則り、我が国の原子力政策の対外的な説明、関連する条約の交渉、締結、運用等、原子力分野における国際的な事項を交渉等により処理してきた。
- ▶ 原子力委員会は、専門的・技術的な見地も踏まえ、長期計画・方針の策定等、原子力の研究、開発及び利用に係る我が国の原子力政策の根幹を固める役割を担い、原子力政策についての総合的な企画・調整機能の一部を果たしてきたものと理解する。
- ▶ かかる存在である原子力委員会に対して、外務省は、原子力にかかわる国際問題又は国際的な議論の動向等につき、原子力委員会の関心に応じて説明を行ってきている。